

## 平成27年度第4回米子市指定管理者候補者選定委員会会議概要

1 日 時 平成27年9月10日（木） 午後2時開会

2 場 所 米子市役所 第2庁舎2階 第1会議室

3 出席者

委員

片木委員長、高橋副委員長、赤尾委員、関委員、光木委員、吉田委員

事務局

白石企画部長、菅原総務部長、その他関係職員

4 会議概要

[1 開 会]

[2 総務部長あいさつ]

[3 諮 問]

企画部長が委員長に諮問書を手渡し、選定委員会に対する諮問を行った。

[4 委員長あいさつ]

[5 運営方法確認]

選定委員会の所管事項・審議方法、会議の非公開、会議情報の外部漏洩の禁止及び利害関係者との接触の回避について確認が行われた。

[6 議 事]

(1) 指定管理者制度の概要について

事務局が指定管理者制度の概要を説明した。

(2) 指定管理者候補者選定対象施設について

事務局が指定管理者制度適用施設（米子市弓浜コミュニティー広場）の概要・制度適用方法を説明した。

【質疑等】

（関委員） 防衛省が整備して米子市が管理を行うとのことだが、今現在の所有権はどうなっているのか。

（事務局） 施設は国有財産であり、所有権は防衛省にある。米子市は、国有財産の使用許可を受けて施設の管理を行うものである。

（関委員） 国有財産を借り受けて公の施設として管理を行っているような事例が他にもある

のか。

(事務局) 米子市ではほかに例がなく、本件は特種な事例である。

(関委員) 何か事故などが起こった場合の責任の所在はどうなるのか。

(事務局) 施設の管理上の責任は米子市にある。

(関委員) 施設の所有権は防衛省にあるとのことだが、将来施設の修繕などが必要になったときの費用負担はどうなるのか。

(事務局) 最も早く更新時期を迎えるであろうものは第1多目的広場の人工芝であり、10年後位には部分的な張替えが必要となると聞いている。費用負担については、必要が生じたときに防衛省と協議することとなろうかと考えている。

(光木委員) 人工芝の管理状況が良くないために更新次期が早まった場合などは、米子市の費用負担が多くなると理解してよいのか。

(事務局) 管理方法は、使用後に乗用の管理機で人工芝の目立てをするというものだが、管理状況に関わらず、使用頻度の高い部分、例えばサッカーのゴール前やセンターライン周辺などは傷みが早く、張替えが必要になると聞いている。防衛省も他に事例を持っておらず、はっきりとした情報はない。

(委員長) 除草面積の資料の範囲外にある第2多目的広場は、土の舗装ということなので除草が必要ではないのか。

(事務局) 第2多目的広場の半分はグランドゴルフでの使用頻度が高く、ほとんど草が生えていない。残りの半分は多少の除草が必要となるが、応募者には現地説明のときにこの部分の除草も必要であることを説明してある。

(委員長) 現地には事務所がないとのことだが、人件費の算定根拠となる人員の配置はどうなっているのか。

(事務局) 職員が常駐する必要はないと考えている。現地での対応が必要となるのは、第1多目的広場のフェンスの開閉及び器具の貸出し・片付け程度であり、その都度近くにある法人の事務所から出向くことになる。使用者が1日に何度も入れ替わる場合は、その都度行き来することとなるが、通常は午前・午後の入れ替え程度と想定している。

(高橋委員) 防衛省が整備した施設とのことだが、施設管理費として防衛省からいくらのお金が入ってくるのか。

(事務局) この施設の管理費としていただいているものはない。

(関委員) 管理費の中には、人工芝の管理機の経費なども含まれているのか。

(事務局) 管理機は、米子市が購入して貸し出すものである。

(関委員) 経緯の説明の中で、境港市の対応が違っていたということであったが、そのことを説明してほしい。

(事務局) 現在も施設の一部が境港市の行政区域に入っているが、平成10年頃の当初の計画では、境港市の下水処理場あたりまで取り込んだ広大な公園を作り、米子市と境港市で管理してくださいというものであり、境港市の面積があまりにも大きいものであったため、計画が凍結されたと理解している。

(関委員) 境港市が辞退した理由は、やはり維持管理費の問題か。

(事務局) そのように聞いている。

### (3) 指定管理者候補者案（諮問案）の審議について

事務局が指定管理者候補者案の選定過程などを説明した。

#### 【質疑等】

(赤尾委員) 除草作業を日常的に行なうことはすごくいいことだと思うが、反対に、指定管理料の額が市の試算の64%となっていることが心配になった。市の試算と法人の提案は、同じ人数で人件費を計算しているのか。

(事務局) 除草作業については、米子市が委託する場合の積算方法で計算しており、平米当たりいくらかという形で出しているの、(法人の提案との)開きが出てくるものだと思っている。水道光熱費などを除く他の試算についてもそのように計算している。

(赤尾委員) 人件費が一番大きいものなので、これで運営がうまくいくのか心配になって聞いてみたが、計算方法の違いがあるということで理解した。

(関委員) 同じ質問で言い方を変えると、60数%に経費が圧縮されているとのことだが、最も大きな経費節減の要因は何なのか。

(事務局) 市が試算する場合は、工事発注するときのような積算方法になり、この法人やシルバー人材センターなどの見積額とは経費の点で大きな開きが出る。市が発注すると、例えば大手の業者が請けて更に下請けに出すなどして経費がふくらむ。この法人の経費は非常に安くなっているが、今年4月以降の委託による除草やトイレ掃除の実施状況については、地元自治連合会長から「非常にていねいに良くやっている。地元住民も感心している。」との評価を受けている。実際にこの提案額でも十分にやってもらえるものと考えている。

(委員長) 市の試算の根拠とする除草の回数は何回か。

(事務局) 年間3回として試算している。

(副委員長) 収支予算書の人件費は、全てこの法人の職員に支払う人件費なのか。そうであれば、支出の消費税額の内この人件費分の消費税が支払われずに残ってしまう。外注費として支払う人件費には消費税を付けるが、自分のところの職員に支払う分には消費税は付かないものである。この収支予算書はおかしくないか。

(事務局) あくまでも収入の欄の合計額を指定管理料として支払うものだが、法人の記載誤りであり、事務局もよく理解していなかったので修正したい。

(副委員長) 支出で余った消費税額をどう修正するのか。

(事務局) 協定を締結する際に、正しく計算して修正するよう法人と協議したい。

(委員長) それでは、消費税の扱いに関しては、そのように修正していただくこととします。

(関委員) 一番下の備考のところには、「消費税及び地方消費税を含まず最後に一括計上」とあるが、これはどうなるのか。

(副委員長) 管理経費の節減ということで、人件費に係る消費税分だけ管理費を減らしてもよいのではないか。

(事務局) 備考の書き方も、正しく分かりやすく修正したい。

(委員長) この様式は米子市が用意したものか。

(事務局) 様式は米子市が用意したものだが、備考は法人が書き加えたものである。

(委員長) 特に不正があるわけではなく表記の問題であるので、矛盾が生じないよう(市が)指導してほしい。

(光木委員) 説明の中で、浄化槽の保守点検業務の見積りのもれがあったとのことだが、その経費が法人の提案額に上乘せとなるのか。

(事務局) 見積りのもれではなく、事業計画書への記載がもれていたということで、その経費は収支予算書の外注費の中に含まれている。

(光木委員) 先ほども人員配置が分からないということがあったが、緊急時とか個人情報の保護の管理体制が必要になると思うが、責任者や指揮命令系統などの記載がないのではないか。

(事務局) 氏名は記載していないが、5ページに管理体制を示している。

(光木委員) 重要書類を金庫で保管するなど書いてあったが、これは法人の事務所内の金庫ということか。

(事務局) そのとおり。

(関委員) 評定票の3の(1)「管理経費の節減が図られる見込みがあるか」の特記事項のところに、「NPO法人であり会社経費は何%に抑えている」との記載があったが、そのところを詳しく教えてほしい。そもそも会社経費とは何か。

(事務局) いわゆる会社のもうけの部分である。

(副委員長) 工事の見積りの諸経費のようなものだ。

(吉田委員) 特記事項に「(会社経費の)節減が図られる」とあったので、どういう意味かと思った。

(事務局) NPO法人なので、他の法人よりかなり低い率の会社経費としている。

(吉田委員) 法人の職員数は何人で、管理業務に当たるのは何人か。

(事務局) 職員数は25人で、管理業務に当たるのは5ページ(管理体制の図)に示すとおり(除草・剪定10名以上・管理1名・清掃1名・受付2名)である。除草・剪定作業ができる職員は10名以上いるが、日によってその内の何人かが除草を行う。毎朝必ず門扉を開けに行くが、そのときに2時間程度草刈をするという計画のようで、毎日の除草により草が伸びていかず、集草業務も廃棄も少なくなるというものである。

(吉田委員) この法人はどれくらいの経営規模で、どんな事業をやっているのか。

(事務局) 45ページの定款に記載されている。

(吉田委員) 選定基準・評定票の収支予算の欄の「管理経費」イコール「指定管理料」となっていて、「利用料金収入」と「事業収入」が空欄になっていることについて説明してほしい。

(事務局) この施設では、「利用料金収入」は指定管理者が収納するが、その後市の収入とするものであり、指定管理者の収入としないこととしているため空欄となっており、「事業収入」は指定管理者が自主事業を企画・実施して得る収入であるが、この施設では自主事業を実施しないこととしているため空欄となっている。従って「管理経費」イコール「指定管理料」となっている。

(吉田委員) 市は、年間どれくらいの利用料金収入を見込んでいるのか。

- (事務局) オープンから1か月あまりで約8万円の利用料金収入があった。冬場は利用が少なくなるなどもあるので、年間100万円以下と見込んでいる。
- (関委員) 今回、選定基準・評定票の改定の説明内容で、経費節減の項目については以前光木委員からの指摘があったものであり、社会的責任の遂行の項目については私から意見を述べたものであるが、この他に選定基準・評定票の新しい基準とか改定する基準など検討しているものはあるか。
- (事務局) 本年度第1回の選定委員会の中で、光木委員と関委員から提言があったものであるが、経費節減の評価について、単に直前の年度の管理経費と提案された指定管理料との比較ではなく、これに利用者数の目標値を絡めて、利用者1人当たりの経費を比較して評価してはどうかというものであった。近隣市の状況を調査したところ、松江市では、市が定めた利用者数の目標値に対して提案された目標値がどれだけ高いかによって評価する項目を設けている。提案した目標値を達成すれば報奨金を交付したり、達成できなければ指定管理料の一部を返還させるといったようなことになっている。このような評価方法を本市の選定基準に組み入れることが適当かどうか検討中である。
- (関委員) 選定基準・評定票の改善は重要な課題であるので、引き続き検討してもらいたい。
- (関委員) 今回は施設の目的の部分で、健康増進であるとか地域のコミュニティーの中核とするとか混在していて、不明確な部分があったのではないか。例えば、スポーツ(の振興)や健康増進を追求して、そのパフォーマンスを高めるというのであれば、体育課などが所管課となることなども考えられる。公募の場合の募集要項や非公募の場合の仕様書には、市として望む施設の管理のあり方やどういう機能を発揮してほしいかを強く示すべきであり、市としてイニシアティブをもって、(候補者に)パフォーマンスを高める方策の提案を求めるようにすることが重要である。
- (事務局) 選定基準1の(1)に「関係する法律及び条例等に基づく施設の管理基準を理解し、遵守が見込まれるか」とあるが、この施設の条例では「市民の福祉及び健康の増進を図るため…設置」となっている。条例に定める施設の目的をよく理解しているかどうかを評価するのが選定基準1の(1)である。
- (事務局) これまでに建設の経過などを説明してきたが、地元に着したこの施設の指定管理者に、地元のNPO法人が手を上げられたというのは、米子市で初めてのケースではないかと思う。経費も市の試算の約3分の2となっており、今後の米子市のまちづくりの例になると考えている。
- (関委員) その点では高く評価している。スポーツ施設としてのパフォーマンスだけを追及するのではなく、地域の力を高める拠点施設として、地元の団体が管理していくということは重要である。

(委員長) 地元の施設を地元のNPO法人が管理することは、主体的な利用に対する指向性が出てくるし、管理業務も大手の業者だと大きな費用がかかってしまうことも、(この法人の)他の業務をしながら施設を行き来して小さな業務を積み重ねることにより、非常に(経費が)安く、きめ細かい業務が成し遂げられそうであり、新しい試みとして感心している。

(光木委員) 検討してほしいこととして、施設の更新のタイミングを遅らせるような持続可能性を高める維持管理の提案を求めるようなメッセージを出してはどうかと考えている。これを実際に評価基準の中にどう取り入れるのかは別かもしれないが、関委員も言われたように、そういったメッセージを募集要項の中で明確に出していくことは必要だと思う。公共施設等総合管理計画の策定を求められているので、その点にもつながると考えている。

(委員長) (光木委員の意見は、)一般的に施設の目的は、条例や法律に定められているが、今の情勢の中で、特に現時点において求められる工夫のしどころについて提案を求めているかどうかという意見である。そうすれば、もう少し焦点を絞った提案が出てくるのではないかということか。関委員の意見と共通するところもあるので、今後検討してほしい。

(事務局) 検討する。

#### 【審議結果】

選定基準に基づく評定結果に異議はなく、市の候補者案が承認された。

#### (4) 答申案の協議について

答申書の事務局案を提案し、協議が行われた。

#### 【質疑等】

(委員長) 先ほどの収支予算書の記載誤りについては、協定締結の際に修正するという事で間違いはないか。

(事務局) そのとおり。

(関委員) 答申自体に異存はない。会議中の議論については、当然所管課で咀嚼・対処されることと思うが、具体的な行政文書としては、議事録という形で残しているのか。

(事務局) 毎回、会議での発言内容を会議概要として作成し、ホームページでも公開している。

#### 【協議結果】

審議結果に基づいて作成した答申書案について、異議なしと決定された。

**[7 答 申]**

委員長が企画部長に答申書を手渡し、市に対する答申を行った。

**[8 その他]**

本年10月の委員改選後、10月中に4回の会議を開催することが確認された。

**[9 閉 会]**